

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のための
「北海道」における緊急事態措置

令和2年4月17日

■ 「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置 ■

1 区 域

北海道内全域

2 期 間

令和2年4月17日（金）から令和2年5月6日（水）まで

3 実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び同法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施する。

■ 感染防止の徹底

○ 道民に対し、改めて「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」を強く要請

■ 外出自粛の要請等

○ 道民に対し、医療機関への通院や屋外での運動・散歩などの健康の維持増進、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。また、札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛を要請（特措法第45条第1項）

なお、職場への出勤の際には、「時差出勤」や「3つの密（密閉・密集・密接）の回避」の徹底、加えて、「在宅勤務（テレワーク）」の積極的な活用促進を要請（特措法第24条第9項）

○ 特に、現にクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く要請（特措法第45条第1項）

○ 全国的なまん延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など、他都府県への往来自粛を要請するとともに、大型連休期間においては、他都府県への往来自粛を特に強く要請（特措法第24条第9項）

■ 催物（イベント）の開催自粛の要請

○ 「三つの密」（密閉・密集・密接）が重なる懸念のある集会・イベントの開催について、自粛を要請（特措法第24条第9項）

■ 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進

○ 道民及び事業者に対し、大切な人の命を守るため、社会生活の中で、人と人との物理的な距離（互いに手を伸ばしても届かない距離）を保つ取組【ソーシャルディスタンス】を日々の行動において浸透させていくことを要請